

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 開 会

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 閉 会

令 和 2 年

第 5 回 臨 時 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

令和 2 年 第 5 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 1 1 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 2 年第 5 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

小豆島町長 松 本 篤

記

- 期 日 令和 2 年 1 1 月 3 0 日（月）
- 場 所 小豆島町議会議場
- 付議事件
 - 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）
 - 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

開 会 令和 2 年 1 1 月 3 0 日（月曜日）午前 9 時 2 2 分

閉 会 令和 2 年 1 1 月 3 0 日（月曜日）午前 9 時 3 8 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏名	11月30日
1	藤本 傳夫	○
2	三木 卓	○
3	大下 淳	○
4	森 弘章	○
5	藤井 孝博	×
6	中松 和彦	○
7	大川 新也	○
8	柴田 初子	○
9	森 崇	○
10	森口 久士	○
11	安井 信之	○
12	鍋谷 真由美	○
13	浜口 勇	○
14	谷 康男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	松 本 篤	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参 事	大 江 正 彦	○
参 事 兼 総 務 課 長	久 利 佳 秀	○
参 事 兼 こども教育課長	後 藤 正 樹	○
参 事 兼 健康づくり福祉課長	濱 田 茂	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○
住 民 生 活 課 長	谷 本 静 香	○
高 齢 者 福 祉 課 長	立 花 英 雄	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長	真 砂 智 規	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○
住 ま い 政 策 課 長	山 口 総 一 郎	○
会 計 管 理 者	丸 本 秀	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○
生 涯 学 習 課 長	山 本 重 敏	○
総 務 課 課 長 補 佐	相 原 隆 幸	○

職務のため出席した者の氏名
 議会事務局長 森 貞 二
 書記 立 住 貴 彦

議事日程
 別紙のとおり

令和2年第5回小豆島町議会臨時会議事日程

令和2年11月30日(月)午前9時30分 開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第12号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)

第4 議案第57号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)

第5 議案第58号 小豆島町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)

第6 議案第59号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)

開会 午前9時22分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

本臨時会の議事日程等につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、令和2年小豆島町議会第5回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告1件、条例案件3件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、臨時会開催に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） 本日の欠席届出議員は5番藤井議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の第5回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。（午前9時23分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、2番三木卓議員、3番大下淳議員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（谷 康男君） 日程第3、報告第12号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第12号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 上程議案集の2ページをお願いいたします。

報告第12号、損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告についてご説明申し上げます。

1ページおめくりいただきまして、本年9月15日、小豆島町池田924番地前の道路において発生した公用車の接触事故につきまして、損害賠償の額を定め、和解しましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項により専決処分するものでございます。

相手方でございますけれども、町内在住の個人でございます。2番、和解の内容につきましては、(1)にありますように、本件事故に係る損害賠償金として10万7,910円を相手方に支払うことで合意をいたしております。なお、この賠償金につきましては、町村会の保険で全額が賄われるものでございます。

事故の概要でございますけれども、住民生活課職員の運転するダンプカーが国道の平木橋から右折して東谷川沿いを走行していたところ、相手方の自宅の外壁に接触して一部を損壊したものでございます。以上で説明を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第57号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第58号 小豆島町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する

る条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第59号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、議案第57号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第6、議案第59号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでは相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第57号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、人事院及び香川県人事委員会の報告と勧告の趣旨に基づく国家公務員及び他の地方公共団体との均衡等を考慮し、本条例に所要の改正を行うものでございます。

また、議案第58号小豆島町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第59号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についても、人事院勧告に基づき、他の地方公共団体との均衡等を考慮し、各条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 議案第57号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の4ページをお願いいたします。

本条例につきましては、先ほど町長からも申し上げましたとおり、令和2年10月の人事院勧告及び香川県人事委員会勧告の趣旨に基づきまして、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡を考慮し、小豆島町職員の給与に関する条例についても所要の改正を行うものでございます。

まず、第1の表でございますが、第20条、期末手当につきまして、勧告に基づき0.05月分を引き下げる改正を行うもので、この改正はこの12月支給分から適用となります。100分の130を100分の125に改正するものでございます。

それから、第2の表、下段から次のページになりますけれども、令和3年度以降につきまして、先ほどの0.05を6月支給分と12月支給分に分けますので、100分の125を100分の

127.5に改正するというものでございます。

なお、施行日につきましては、第1の表は公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用するもの、第2の表につきましては令和3年4月1日から施行しようというものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） もう言ったらいいん。

○議長（谷 康男君） 討論やろ。

○12番（鍋谷真由美君） いつも反対のものからとか言うから。

○議長（谷 康男君） そういうことか。

討論がありますので、まず原案に反対の方から発言を許します。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第57号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論を行います。

今回の条例改正は、10月7日の国の人事院勧告で国家公務員の一時金の年間支給月数が民間事業所の一時金支給月数を0.04月上回ってるとして0.05月を期末手当から削減することとしており、これに準ずるものですが、民間事業所との均衡を一時金の引下げで行うことは適切ではなく、公務員の賃金引下げは全ての労働者の賃下げにつながるものであり、消費税増税やコロナ危機の下での減額は地域経済にも大きな影響を及ぼすものだと考えます。このことから、今回の一般職員の一時金引下げに反対します。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） ほかに討論がないようですから、討論は終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第57号は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

次、日程第5、議案第58号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 議案第58号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の6ページをお願いいたします。

特別職の期末手当の支給率につきましては、一般職の改定があった場合にこれに併せて行っているものでございます。

まず、第1の表で一般職と同じく0.05月分を引き下げるもので、100分の152.5から100分の147.5に改正するものでございます。

次に、ページ下段から次のページにかけての第2の表でございます。

こちらは令和3年度以降の6月支給分と12月支給分を改正するもので、100分の147.5を100分の150として、先ほどの0.05月分を2回に分けて減額するものでございます。

附則としまして、施行日につきましては、議案第57号と同様に第1の表は公布の日から施行し、適用は令和2年12月1日から、また第2の表については令和3年4月1日からの施行となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第58号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次、日程第6、議案第59号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 議案第59号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の8ページをお願いいたします。

こちらも議案第58号と同様に、特別職と同様に議会議員の期末手当の支給率について

も、一般職の改定があった場合にこれに併せて行っておりますので、先ほどの議案と同様に、まず第1の表で0.05月分を引き下げ、100分の152.5から100分の147.5に改正するものでございます。

また、下段から次のページ、第2の表におきましては、令和3年度以降6月支給分と12月支給分で100分の147.5から100分の150とすることで、2回に分けて0.05月分を減額するものでございます。

なお、附則としまして、施行日につきましても先ほどの議案と同様に、第1の表は公布の日から施行し、適用は令和2年12月1日から、第2の表につきましても令和3年4月1日からの施行となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第59号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和2年第5回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前9時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員